

☆ 最近の予備監査事例から ☆

予備監査で見つかった不適切な事務処理事例について、その内容を紹介します。

同じような事例が発生しないよう、各所属において再度確認のうえ未然防止に努めてください。

◆ その他支出事務の不適当

事例1 源泉徴収が必要であった委託料について、源泉所得税及び復興特別所得税を徴収しないまま支出したため、延滞税及び不納付加算税を発生させていた事例

○ 事例の概要

工事監理業務委託料の支払いについて、契約者が個人事業主の建築士の場合は所得税の源泉徴収が必要であったが、源泉徴収をしないまま委託料を支出してしまった。

その後、不徴収が判明し契約者からの返納を受けて、源泉徴収義務者である県が源泉徴収所得税及び復興特別所得税を納付したが、支払うべき日から遅れたことから延滞税及び不納付加算税が発生することとなった。

○ 発生原因

契約者から請求書を受領した際に、委託業務を所管する部署が源泉徴収の有無の確認を怠ったこと及び支出事務を行う部署もそれに気づかず支払手続を進めたこと。

チェックポイント

支払いの前に、所得税の源泉徴収が必要かどうか、源泉徴収が必要なものについて、正しく控除されているか、事業担当課及び支出事務担当課において互いに確認をしましょう。

所得税の控除について

(出納局 支出事務審査要領 file:///k000008/i_会計課公/リンク集/支出事務審査要領.htm から)

(1) 「報酬・料金等(所得税法第204条)」に該当するものについて源泉徴収を行っているか。

個人である弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士等の業務に関する報酬・料金等

(2) 請求書や契約書に消費税額が明記されている場合には、消費税を除いた額について所得税を算定しているか。

なお、消費税額が表示されていない場合には、総額に対して源泉徴収を行う。

○所得税法 § 204

○所得税法施行令 § 320

○適正な源泉所得税の徴収事務の徹底について(通知) (平26.9.1出納局長通知)

◆ 入札保証金又は契約保証金の不適當

事例2 特命随意契約であることのみをもって契約保証金を免除していた事例

○ 事例の概要

工事の契約にあたり、特命随意契約のみの理由だけで会計規則第112条第6号に該当させて契約保証金を免除し、免除の要件を具備する書面を整理していないものがあつた。

○ 発生原因

東日本大震災津波や平成28年台風第10号災害を踏まえ、復旧・復興工事を迅速に処理するため、特命随意契約を行う県営建設工事等については、会計規則第112条第6号により契約保証金を免除してきたが、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないことの整理が不十分だったもの。

チェックポイント

契約保証金を免除する場合、免除の理由を客観的に判断できる書面を添付することや対外的に説明できる内容に整理しましょう。

契約保証金は、契約者の契約上の義務の履行を確保するために担保として徴収するものであり、もしその者が契約上の義務を履行しない場合、その損害賠償の補てんを容易にするためのものです。

◆ 事務事業執行の不適當

事例3 需用費の支出にあたり、経済的に執行していない事例

○ 事例の概要

名簿の印刷を発注したが、納品後、不備が判明し刷り直しをしたため、無駄な経費が支出されているものがあつた。

○ 発生原因

- ・ 校正が2回できるにもかかわらず、初校のみで済ませていたこと。
- ・ 担当者一人に校正作業を任せきりにしていたこと。

チェックポイント

校正やチェックを担当者一人に任せず、必ず複数人でチェックを行うようにしましょう。

◆ 物品の取得、管理又は処分の不相当

事例4 管理運営委託（指定管理者）において購入した備品について、備品管理一覧表の整理をしていなかった事例

○ 事例の概要

指定管理者が購入した県のものとするべき備品について、備品管理一覧表への登録手続きを行っていないものがあった。

○ 発生原因

担当者の認識が不足していたこと。

チェックポイント

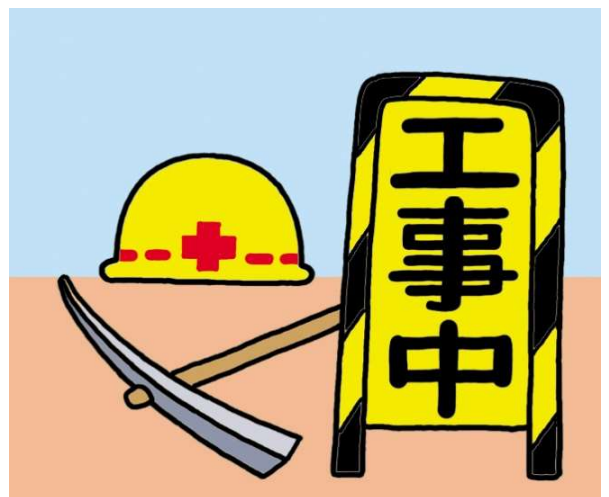
公の施設における指定管理業務の所管課においては、指定管理者からの備品購入の報告を徹底するとともに、報告後は速やかに備品登録手続きをするほか、基本協定書の管理物件一覧の変更手続きを行いましょ。う。

また、業務により取得した物品を含めて、管理が適切に行われているか定期的に現物確認を行いましょ。う。

☆ 工事現場監査を12年ぶりに実施します ☆

工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかなどに主眼を置いて**工事現場監査を実施します。**

対象工事は、**県単独事業**で施工した県営建設工事のうち、平成30年度中に施工し、平成30年度末までに完成したもので、**契約額が10,000千円以上**のものの中から選定し、**6機関12箇所(盛岡地区及び県南地区)**を、実施時期は、**予備監査を10月に、監査委員による監査を11月に**予定しています。



本年度対象となった機関については、**工事現場監査の協力について**よろしくお願ひします。